

留総総第394号
平成27年3月3日

留萌市監査委員 岩崎智樹 様
留萌市監査委員 珍田亮子

留萌市長 高橋定敏

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
平成27年1月19日付留監第76号で報告のあったこのことについて、定期監
査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第19
9条第12項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

① 補助金等交付要綱について

(イ) 補助金等の額の算定方法について

補助金等の算定方法について、明確な基準を明記するよう要綱等を改正し、今後も適正な事務処理に努める。

(ウ) 提出書類について

提出書類の遅延、不備がないようチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

(エ) 申請書等の様式について

不備があった申請書等について、記載例などを添付し、適正な事務処理に努める。

また、要綱に沿った様式を使用することを徹底する。

(オ) 補助事業等の変更申請について

補助事業等の変更に伴う条項が不足した要綱等について、速やかに条項を追加し、適正な事務処理に努める。

② 補助金等の交付時期及び支出事務について

(ア) 補助事業等完了前の補助金等の交付について

補助金の交付時期が事業完了日前の事業について、要綱に明記がなかったことから、今後は留萌市補助金等交付規則を準用し、適正な事務処理に努める。

(イ) 実績報告書等の審査について

決算時に余剰金が生じた事業等について、事業内容及び経費等を精査した上で、補助金の必要性を検討する。

また、補助金等の確定について、実績報告書等の審査を十分行い、適正な事務処理に努める。

③ 負担金支出事務について

支出事務について、根拠となる規約等の保管を怠らず、適正な事務処理に努める。

留市教学 第990号

平成27年2月17日

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹 様

留萌市監査委員 珍 田 亮 子 様

留萌市教育委員会委員長 江 畠 直 彦

平成26年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

平成27年1月19日付け、留監第76号にて報告のありました件につきまして、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置
を通知いたします。

(学校教育課庶務係)

平成26年度定期監査の結果を参考として講じた措置

①補助金等交付要綱について

(イ) 補助金等の額の算定方法について

- ・ 算定方法が不明確なものについては、今年度中に要綱を改正し、明確化する。また、補助金の算定にあたっては、新年度から最も経済的な方法で算出し、決定する。
- ・ 芸術文化振興助成金の当初の申請額に按分率を乗じているが、補助金額の決定は実績に基づくものであり、各事業の決算額をもって按分すべきものについては、交付決定通知（別記様式第4号）に注意事項として記載する。
- ・ 芸術文化振興助成金の按分率は0.744であるが0.74で計算しているため、補助算定額に1,000円の差が生じている団体が見受けられたものについては、指摘のとおり予算額に限りなく近づけた率を使うようにする。

(ウ) 提出書類について

- ・ 遠距離通学費補助金の定期券を購入したことを証明する書類がないことから購入した裏付けがとれず、補助金の交付に際し必要な審査がなされていないものについては、新年度から、学校側で保存しているバス会社からの請求書を証明書類として提出させ、審査を適切に行う。
- ・ 保育士配置等補助金の2回分割で交付し、1回目の請求書について会計課にも保管されていないものについては、今後、補助金等交付規則に基づき、適切に事務処理を行う。

(エ) 申請書等の様式について

各種様式の不備、様式の相違等については、補助金交付規則に基づき適正に処理し、また、要綱の見直しが必要なものは、今年度中に改正し、新年度から適正に処理する。

②補助金等の交付時期及び支出事務について

(ア) 補助事業等の交付時期及び支出事務について

冬期通学費補助金及び遠距離通学費補助金は、要綱で原則前金払いとしているが、内規では購入証明書の提出を求め、事後支給としているものについては、今年度中に要綱を見直し、新年度から適正に処理をする。

(イ) 実績報告書等の審査について

幌糠小学校閉校事業実行委員会補助金の事業完了日と報告日の相違については、今後、当分の間、閉校の予定はないが、同様の補助金の支出があった際は、事前に相手方に事業完了日と報告書の提出日の整合性について指導するとともに、担当においてもチェックする。

③負担金支出事務について

- ・ 留萌地方体育文化連盟負担金の構成団体が負担すべき根拠となる規約等が保管されていないものについては、新年度から関係団体に規約の添付を求め、適正に処理をする。
- ・ 冬期通学費補助金の北光中の第2期の支出に誤りがあり、80円多く支出していたものについては、学校に状況を説明し、返還通知書を発布済みであり、今後納付予定である。